

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人生駒学院法人の役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事・監事・評議員に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は理事会・評議員会出席者に一回当たり一万円とする。

(支給日)

第4条 報酬は、理事会・評議員会開催日に支払う。

(退任記念品)

第5条 役員の退任時には就任年数に応じて記念品（商品券）を贈呈する。

10年以上 3万円

20年以上 5万円

30年以上 10万円

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規定は、平成27年11月28日から施行する。

平成30年4月1日 一部改定

社会福祉法人 生駒学院
理事長 辻本謙嗣